

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について(技術的助言)(平成22年5月17日付け国住指第655号)」に基づき、建築確認手続き等の推進を目的に、適確な建築確認審査の実施を確保しつつ、審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取り組み方針を定めるもの。

2 建築確認審査の迅速化のための取組み

(1) 審査方法

確認申請受付時において、「確認審査等に関する指針」告示に記載されている必要な審査を行う。さらに、可能な範囲で法適合上大きな問題がないなどの確認を行うとともに、問題があり手戻りの可能性がある場合は、申請者等に適切に説明する。

「確認審査等に関する指針」告示に基づき、円滑かつ適確な確認審査を実施する。特に意匠審査において、建築計画に大きく影響する集団規定などについて問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝える。

補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。

申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められない申請書や、設計図書間の不整合が多数有り、審査の実施が困難な申請書は、建築主事の判断により審査終了とする。

(2) 審査体制

審査業務の繁忙状況を踏まえて柔軟に対応する。

(3) 構造計算適合性判定や消防同意手続きと並行審査

構造計算適合性判定の並行審査にあたっては、申請図書等が建築基準法に基づく形態規制、防火避難規定等について概ね適合していること、図書(意匠図、設備図、構造図、構造計算書)相互が整合していること、不明確な点が少ないことを建築主事が判断したもののうち、申請者等の要望を踏まえて実施する。

消防同意手続きの並行審査の実施にあたっては、具体的な方法について消防機関と調整を行う。

(4) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換

福岡県建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、意見交換を行い、確認手続きの円滑化を図る。

(5) その他の取組み

申請者等からの事前相談に引き続き取り組む。

構造計算適合性判定機関による事前相談等の情報を提供する。

3 建築確認の審査過程のマネジメント

(1) 物件毎の進捗管理

物件毎の審査の進捗状況は、建築主事が管理する。

(2) 苦情窓口の設定

苦情については、従来通り、建築指導課の受付窓口及び電話で対応する。

市のホームページにおける市民の問い合わせにおいても、引き続き苦情や相談を受ける。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、調査体制の整備

寄せられた苦情は、迅速かつ正確な内容把握に努め、適切に対応する。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

審査業務新任者への研修会を実施する。

審査技術の向上を図るため、外部の講習会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

日本建築行政会議、県内五特定行政庁会議、県内確認審査担当者会議等に参加し、審査基準等の解釈、判断、取り扱いについて意見交換、情報交換を行うとともに、円滑な確認審査の推進のため、調整・協議を行う。